

## 公益社団法人大阪社会福祉士会の懲戒に関する規程

### (目 的)

第1条 この規定は、日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という）正会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

### (苦情受付)

第2条 本会に所属する正会員に対する苦情は、本会で受け付ける。

### (調査・審査)

第3条 受け付けた苦情は日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査は日本社会福祉士会に委託する。

### (処 分)

第4条 本会は、日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果に基づき懲戒処分を行う。

### (通 知)

第5条 懲戒処分の結果については、苦情の申立人及び被申立人に通知する。

### (公 表)

第6条 懲戒処分の公表については、別途定める規程に基づき行う。

### (委託契約)

第7条 第2条から第6条にかかる事項を執行するため、別途、本会と日本社会福祉士会の間で業務委託契約を結ぶ。

### (委 任)

第8条 この規程に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

### (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この規定は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会の懲戒に関する規則（2011年6月1日制定）は、廃止する。